



# GWの診療体制にかかるとのお知らせ

新天皇の即位に伴い、5月1日(水)は1年限りの祝日となり、2019年のゴールデンウィークにあたる4月27日(土)～5月6日(月)は10連休となりますが、当院では**下記のとおり**の診療体制と**します**のでお知らせいたします。

4/27(土)	4/28(日)	4/29(月)	4/30(火)	5/1(水)
<b>休診</b>	<b>休診</b>	昭和の日 <b>休診</b>	国民の休日 通常診療	新天皇即位の日 通常診療
5/2(木)	5/3(金)	5/4(土)	5/5(日)	5/6(月)
国民の休日 通常診療	憲法記念日 <b>休診</b>	みどりの日 <b>休診</b>	こどもの日 <b>休診</b>	振替休日 <b>休診</b>

